

東京都北区指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等実施細目

(目的)

第1条 この細目は、東京都北区指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年3月東京都北区規則第29号。以下「規則」という。）に基づき指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(指定又は指定の更新の申請)

第2条 規則第2条第1項に規定する区長が別に定める書類は、付表（別記第1号様式）とする。

(指定の審査基準)

第3条 区長は、指定特定相談支援事業者等の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）から指定の申請があったときは、次の基準に従って審査するものとする。

- (1) 指定申請書又は添付書類の記載に不備がないこと。
- (2) 法令に定める指定基準に合致すること。
- (3) 法令に定める指定の欠格事由に該当しないこと。

2 規則第2条第2項の規定に基づき、指定特定相談支援事業者等に指定すると決定したときは、指定通知書（別記第1号様式）により、申請者に通知し、却下すると決定したときは、却下通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(指定の更新の審査)

第4条 区長は、指定の更新を受けようとする指定特定相談支援事業者等から指定の更新申請があったときは、次の基準に従って審査するものとする。

- (1) 提出期限までに申請書が提出されたこと。
- (2) 指定更新申請書又は添付書類の記載に不備がないこと。
- (3) 法令に定める指定の更新基準に合致すること。
- (4) 法令に定める指定の更新欠格事由に該当しないこと。

2 指定の更新申請は、区があらかじめ作成して送付する指定更新申請書によって行うものとする。

3 区長は、指定更新申請書の内容が事業所の現況と異なるときは、事業者に

対し、変更届出書（規則別記第2号様式）を提出するよう求めるものとする。

- 4 更新申請に対する審査については、次の事項を参考とする。
- (1) 区、東京都、他の区市町村、特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者等へ寄せられた苦情、情報提供、相談等
 - (2) 自立支援給付の請求データ等の分析結果の状況
 - (3) 区又は東京都が行った指導又は監査の結果
 - (4) 区が行った障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の28及び第51条の29並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の35及び第24条の36に規定する勧告、命令等及び指定の全部又は一部の効力の停止並びにこれらについての改善報告等
- 5 規則第2条第2項の規定に基づき、指定特定相談支援事業者等の指定の更新をすると決定したときは、指定更新通知書（別記第3号様式）により通知する。ただし、通知後に事業者の不正行為が判明するなど特段の事情があるときは、更新決定を撤回する場合がある。
- 6 規則第2条第2項の規定に基づき、指定の更新を行わないことを決定した場合は、更新却下通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（指定の取消し等）

第5条 規則第4条の規定に基づく指定の取消し又は停止は、指定取消停止通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

附 則（平成24年3月29日区長決裁23北福障第4905号）

この実施細目は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年6月27日区長決裁25北福障第1755号）

この実施細目は、平成25年4月1日から適用する。

第 号
年 月 日

指 定 通 知 書

殿

東京都北区長 花川 與惣太

印

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の20及び
児童福祉法第24条の28の規定により 指定特定相談支援事業者
指定障害児相談支援事業者として、下記の
とおり指定したので 通知します。

記

申請者（設置者）名	
事業所（施設）名	
所 在 地	
代 表 者 名	
指 定 年 月 日	
指 定 有 効 期 限	
サービスの種類	
主たる対象者	
事業所番号	

第 号
年 月 日

却 下 通 知 書

殿

東京都北区長 花川 與惣太

印

年 月 日付けで申請のあった障害者の日常生活及び社会生活を総合的に
支援するための法律第51条の20及び児童福祉法第24条の28の規定による
指定特定相談支援事業者
指定障害児相談支援事業者の指定申請については、下記の理由により却下したので通知します。

記

却下の理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都北区長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

指 定 更 新 通 知 書

殿

東京都北区長 花川 與惣太

印

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の21及び

指定特定相談支援事業者
児童福祉法第24条の29の規定により、指定障害児相談支援事業者として下記の
とおり指定の更新を行いましたので通知します。

記

申請者（設置者）名	
事業所（施設）名	
所 在 地	
代 表 者 名	
更 新 年 月 日	
指 定 有 効 期 限	
サ ー ビ ス の 種 類	
主 たる 対 象 者	
事 業 所 番 号	

第 号
年 月 日

更 新 却 下 通 知 書

殿

東京都北区長 花川 與惣太

印

年 月 日付けで申請のあった障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の21及び児童福祉法第24条の29規定による

指定特定相談支援事業者

指定障害児相談支援事業者の指定更新申請については、下記の理由により却下としますので通知します。

記

却下の理由

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都北区長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

取 消
指 定 停 止 通 知 書

殿

東京都北区長 花川 與惣太

印

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の29及び
指定特定相談支援事業者
児童福祉法第24条の36規定により、下記のとおり指定障害児相談支援事業者の指定を
取消
停止したので通知します。

記

事業所名又は施設名	
所 在 地	
代 表 者 名	
取消（停止）年月日	
サービスの種類	
事業所番号	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都北区長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。